

仕 様 書

1. 業務名

魚沼市長選挙ポスター掲示板等賃借

2. 目 的

魚沼市長選挙の執行にあたり、公職選挙法第 144 条の 2 に規定するポスター掲示場に使用するポスター掲示板及び設置に必要な付属品を賃借するもの

3. 概 要

ポスター掲示板 223 基（設置部材含む）の賃借

4. 条 件

(1) 掲示板の規格等

- ① 材質等 リユース可能なアルミ板又はアルミ複合板とすること。
- ② 強 度 ポスター掲示板として、風雨に耐え得るものとすること。
- ③ 表 面 滑らかであり、ポスターを両面テープ等で貼り付けるのに妥当なものとすること。
- ④ 規 格 概ね 縦900mm × 横1350mm の2段4区画で標題部及び啓発区画を備えること。
区画番号及び標題部及び啓発区画については別紙のとおりとすること。

(2) 掲示板設置に必要な付属品

強風にも耐えられる構造で設置できるように設置部材を必要数用意すること。また、掲示場番号を表示するための番号用シール（1 から 223 までの連番）を作成すること。なお、番線、釘、ウエスなど、掲示板撤去時に廃棄する物品は、必要部材には含めないこととする。

① 野立て式 1 カ所あたり

主柱 (2000mm)	2 本
控え (2000mm)	2 本
支柱 (杭)	4 本
その他必要部材	必要数

② ガードレール式 1 カ所あたり

主柱 (2000mm)	2 本
その他必要部材	必要数

ただし、補強が必要な場合もあるため、控え (2000mm)、支柱 (杭) の予備も用意すること。

③ ブロック式 1 カ所あたり

ブロック用フック	2 個
その他必要部材	必要数

ただし、補強が必要な場合もあるため、主柱 (2000mm)、控え (2000mm)、支柱 (杭) の予備も用意すること。

④ 金網式 1 カ所あたり

金網用フック	2 個
その他必要部材	必要数

ただし、補強が必要な場合もあるため、支柱（2000mm）、控え（2000mm）、支柱（杭）の予備も用意すること。

(3) 数量

地域	野立て式	ガードレール式	ブロック式	金網式	直接設置式	番号用シール	掲示板数
堀之内地域	37	2	1			1～40	40
小出地域	32	11				41～83	43
湯之谷地域	20	14				84～117	34
広神地域	37	2			3	118～159	42
守門地域	37	2		1		160～199	40
入広瀬地域	24					200～223	24
合計	191	31	1		3		223

※1 破損等に備えて、掲示板の予備を用意すること。

※2 設置方法の変更に備えて、設置に必要な付属品の予備を用意すること。

(4) 賃借期間

賃借期間は、令和6年11月15日から令和6年12月11日までとする。賃借期間終了後は、速やかに搬出すること。なお、選挙が無投票になった場合は、双方の協議により賃借期間を変更することができる。ただし、この場合においても契約金額は変更しない。

(5) ポスター掲示板及び設置に必要な付属品の納品場所

ポスター掲示板及び設置に必要な付属品は、賃借期間までに市が別に指定する場所に納品すること。（納品場所は、別途契約するポスター掲示板設置撤去業者（市内6か所）になる予定）

(6) ポスターの廃棄

ポスター掲示場撤去後の掲示板に貼られたまま残っているポスターは、受注者の負担により廃棄することとする。

(7) 掲示板区画数の変更

掲示板の区画数に変更が生じたときは、市と受注者双方が協議して契約金額を変更するものとする。この場合、変更は2区画単位とする。

(8) 賃借料の支払い

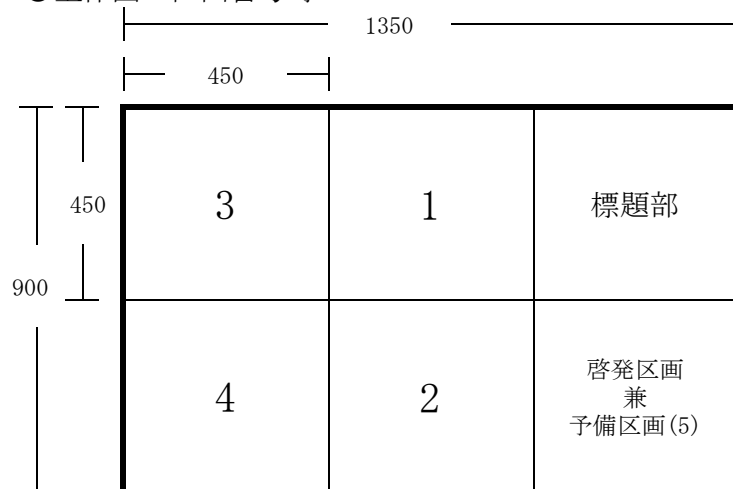
賃借料の支払いは、賃借期間を終了し、ポスター掲示板及び設置に必要な付属品が搬出された後、適法な支払請求書を受理したときから30日以内に支払うこととする。

5. 照会先

魚沼市役所総務政策部総務人事課総務係 電話：025-792-9203

別 紙

●全体図・区画番号等



※ 啓発区画についての補足

- (1) 右図の点線枠内については縦横300mmの範囲内に収め、区画の中央に配置すること。なお、点線自体は印字しない。
- (2) 区画番号は区画の左下側に記載すること。
- (3) 啓発区画の内容は参考例であり、(1)(2)の条件を満たしたうえで、文言や体裁を変更することができる。この場合、事前に発注者・受注者双方で協議すること。

●標題部・啓発区画詳細

← 450mm →

魚沼市長選挙ポスター掲示場

魚沼市選挙管理委員会

投 票 日

1 2 月 8 日(日)

注 意

- ポスターは指定された区画にはって下さい。
- この掲示場は魚沼市長選挙候補者以外の方は使用できません。
- 掲示板をこわしたり、ポスターを破いたりすると罰せられます。

期日前投票・不在者投票

12月2日(月)～12月7日(土)

期日前投票所(6 施設)	投票期間
魚沼市役所 本庁舎	12/2(月)～12/7(土)
魚沼市役所 北部庁舎	8:30～20:00
堀之内公民館	12/4(水)～12/7(土)
湯之谷会館	
広神コミュニティセンター	
入広瀬会館	
8:30～17:00	
不在者投票記載場所	投票期間
魚沼市役所 本庁舎	12/2(月)～12/7(土)
	8:30～20:00

(5)